

いわて被害者支援センター会則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 会員（第5条—第10条）
- 第3章 役員等（第11条—第16条）
- 第4章 事務局（第17条）
- 第5章 会議（第18条—第27条）
- 第6章 財産及び会計（第28条—第33条）
- 第7章 会則の変更及び解散（第34条・第35条）
- 第8章 雑則（第36条）
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、いわて被害者支援センター（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、ボランティアによる電話相談、面接相談等を通じて、犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪、犯罪に類する行為及び交通事故を含む。）及び不慮の災害の被害者又はその遺族（以下、「被害者等」という。）の身体的、経済的及び精神的な被害の早期軽減に資するとともに、社会全体が被害者等を支援できる環境づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 被害者等に対する電話相談
- (2) 被害者等に対する面接相談
- (3) 被害者等に対する公判付き添い等の直接支援
- (4) ボランティア等の養成及び研修活動
- (5) 被害者等支援に関する広報・啓発活動
- (6) 岩手県犯罪被害者対策連絡会、各地区犯罪被害者支援ネットワーク等の関係機関・団体との連携活動
- (7) その他被害者等のニーズを考慮した調査、研究、研修活動等

(守秘義務)

第4条 本会の会員が前条に規定する活動を行うに当たっては、被害者等の秘密の保持に努めるとともに、被害者等の意思を尊重しなければならない。本会を脱退した後といえども同様とする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 第2条の目的に賛同して入会し、かつ、本会の事業に参画する個人又は法人若しくはその他の団体
- (2) 賛助会員 第2条の目的に賛同し、かつ、本会の活動を援助するために入会した個人又は法人若しくはその他の団体
- (3) 支援会員 第2条の目的に賛同し、かつ、本会においてボランティア活動をするために入会した個人又は法人若しくはその他の団体

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、第11条第3号に規定する運営委員会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、年度ごとに会費を納めなければならない。但し、支援会員は会費の納入を要しない。

- 2 会費の額は、総会において別に定める。

(退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合においては、緊急を要するときを除くほか、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとする。

(除名)

第9条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第18条に規定する総会において出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 本会の会員たるにふさわしくない非行があったとき。
- (3) 本会の会員たるにふさわしくない事項が判明したとき。
- (4) 会費の納入を2年以上怠ったとき。

(抛出金品の措置)

第10条 本会を退会し、又は本会から除名された会員が既に納付した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 運営委員 20名以内（会長、副会長を含む。）
- (4) 監事 2名

(選任)

第12条 運営委員及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 運営委員は、互選により、会長及び副会長を選任する。
- 3 運営委員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、会長及び副会長とともに運営委員会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 運営委員の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会又は運営委員会の招集を求めること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 後任の役員が選任されていないため任期満了により役員が不存在となる場合には、第1項の規定にかかわらず、任期満了日以後最初の総会が終了するまでの間、各役員の任期を伸張する。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない非行があると認められるとき。

(顧問及び参与)

第16条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、運営委員会の議決により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要事務につき、会長の諮問に応じる。
- 4 参与は、会長が委嘱した事項の処理につき協力する。

5 顧問及び参与は、総会及び運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 事務局

(事務局)

第17条 本会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

3 事務局長及び事務局員は、会長が任免する。

第5章 会議

(種別)

第18条 本会の会議は、総会及び運営委員会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 運営委員会は、運営委員及び事務局長をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、本会の運営に関する重要な事項を議決する権能を有する。

2 運営委員会は、次の事項を議決する権能を有する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の施行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は正会員総数の4分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して招集の求めがあったとき開催する。

3 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は運営委員現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して求めがあったとき開催する。

(招集)

第22条 会議は、会長が招集する。

2 総会又は運営委員会を招集するには、正会員又は運営委員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員、運営委員会においては運営委員現在数の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員又は運営委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は運営委員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言主旨及びその結果

2 議事録には、議長のほか出席した正会員又は運営委員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第28条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第29条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決による定める。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第32条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第33条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後3月以内に会長が事業報告書及び収支決算書に、当該年度末の会員名簿及び異動状況報告書を添えて監事の監査を経た上で、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第35条 本会則は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 本会を解散する場合は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を持つ公益法人に寄付するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第37条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が定める

附 則

(施行期日)

1 この会則は、本会設立の日（平成13年10月24日）から施行する。

(設立当初の役員)

2 本会設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、発起人が提案し、総会の議決を経て選出するものとし、その任期は、第14条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

3 本会の設立初年度事業計画及び収支予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

4 本会の設立当初の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、本会設立の日（平成13年10月24日）から平成14年3月31日までとする。

附 則

平成17年6月25日 一部変更